

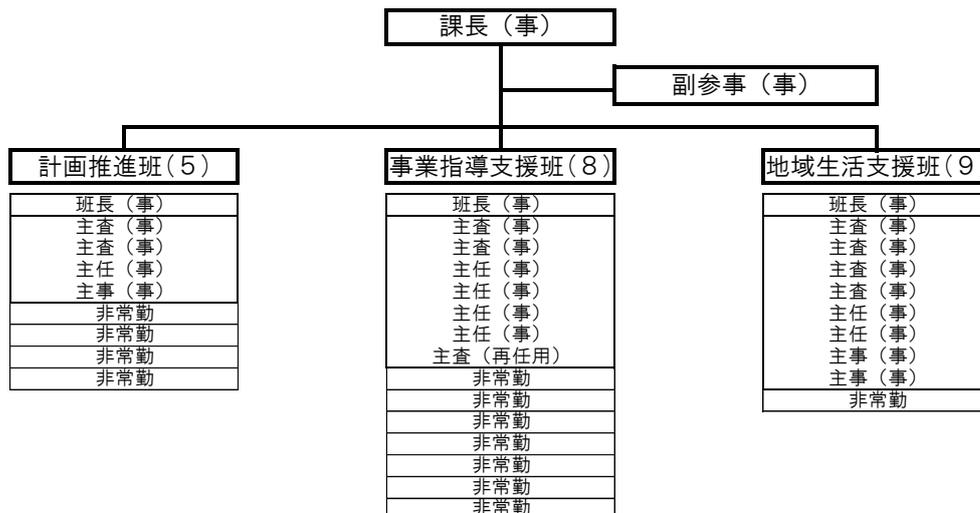
【障害福祉課】

1 障害福祉課の業務概要

(1) 組織図

令和5年4月1日現在

職員数	一般職員	23名
	再任用職員	1名
	臨任職員	0名
	小計	24名
一般職非常勤職員		12名



(2) 事務分掌

計画推進班	事業指導支援班	地域生活支援班
(1) 沖縄県障害者基本計画及び障害福祉計画に関する事	(1) 社会福祉法人の設立認可及び指導監督に関する事	(1) 身体障害者手帳に関する事
(2) 沖縄県障害者施策推進協議会に関する事	(2) 障害者支援施設等及びグループホーム等の整備促進に関する事	(2) 身体障害者福祉法第15条第1項の規定による医師の指定に関する事
(3) 福祉のまちづくり条例及び施行規則に関する事	(3) 障害福祉サービス事業及び相談支援事業に関する事	(3) 沖縄県社会福祉審議会身体障害者福祉専門分科会及び同専門部会に関する事
(4) 社会活動推進事業補助金に関する事	(4) 指定事業所・施設の実地指導等に関する事	(4) 療育手帳制度に関する事
(5) 沖縄県障害のある人もない人も暮らしやすい社会づくり条例に関する事	(5) 障害者自立支援給付支払等システム(国保連合会)及び事業所台帳システムに関する事	(5) 特別障害者手当等に関する事
(6) 心身障害者扶養共済制度に関する事	(6) 障害児入所施設及び障害児通所支援に関する事	(6) 障害者自立支援法に係る支給決定事務に関する事
(7) 障害者スポーツの振興に関する事	(7) 障害者就労支援に関する事	(7) 介護給付費等に係る市町村への技術的助言に関する事
(8) 課の予算・決算、庶務に関する事	(8) 障害児保護措置費等に関する事	(8) 障害者介護給付費等不服審査会・障害児通所給付費等不服審査会に関する事
(9) 他の班に属しない事務に関する事	(9) 障害児施設等の運営指導に関する事	(9) 障害者自立支援給付費負担金に関する事
(10) 障害者虐待防止に関する事(障害福祉従事者等による虐待を除く。)	(10) 障害児施設の国庫負担に関する事	(10) 指定自立支援医療機関(育成医療・更生医療)の指定に関する事
	(11) 児童相談所の入所負担金等関係業務の指導及び調整に関する事	(11) 補装具に関する事
	(12) 児童福祉施設の医療費の審査支払い事務に関する事	(12) 地域生活支援事業補助金に関する事
	(13) 社会福祉施設調査等に関する事	(13) 相談支援体制整備事業に関する事
	(14) 障害者虐待防止に関する事(障害福祉従事者等による虐待に限る。)	(14) 障害児等療育支援事業に関する事
		(15) 発達障害の支援に関する事
		(16) 重度心身障害者医療費助成事業に関する事
		(17) 障害児(者) 歯科治療に関する事
		(18) 福祉行政報告例に関する事
		(19) 点字図書館及び聴覚障害者情報提供施設の運営費補助金に関する事

(3) 主要事業の体系図

障害福祉課	21,203,165 千円		当初予算額
(目) 障害者福祉費	1,704,898 千円	(事業) 重度心身障害者(児)医療費助成事業費	1,286,369 千円
		(事業) 特別障害者手当等給付事業費	238,749 千円
		(事業) 障害者スポーツ振興事業費	54,159 千円
		(事業) 福祉のまちづくり推進体制事業	679 千円
		その他事業	124,942 千円
(目) 社会福祉施設費	356,015 千円	(事業) 障害児者福祉施設等整備事業費	223,390 千円
		その他事業	132,625 千円
(目) 障害者自立支援諸費	18,187,093 千円	(事業) 障害者介護給付費等事業費	16,349,349 千円
		(事業) 療養介護医療事業費	130,221 千円
		(事業) 軽度・中等度難聴児補聴器購入費助成事業	5,332 千円
		(事業) 更生医療事業費	1,009,482 千円
		(事業) 地域生活支援事業費(市町村事業)	251,464 千円
		(事業) 障害者工賃向上支援事業	11,238 千円
		(事業) 障害のある人もない人も暮らしやすい社会づくり事業	47,248 千円
		(事業) 地域生活支援事業費(専門・広域的事業)	148,237 千円
		(事業) 地域生活支援事業費(政策事業)	90,248 千円
		(事業) 精神障害者地域移行・地域定着促進基金事業	10,525 千円
		その他事業	133,749 千円
(目) 児童措置費	648,129 千円	障害児施設給付費等事業費 等	648,129 千円
その他	307,030 千円		

2 障害者の概況

(1) 身体障害者(児)の状況

身体障害者福祉法にいう身体障害者とは、同法別表に掲げる身体上の障害がある18歳以上の者であつて都道府県知事から身体障害者手帳の交付を受けた者をいう。

また、令和5年3月末現在の身体障害者手帳交付台帳への登載者数を障害別に見ると、視覚障害 3,199人(5.9%)、聴覚・平衡機能障害 6,848人(12.6%)、音声・言語・そしゃく機能障害 643人(1.2%)、肢体不自由 22,189人(40.7%)、内部障害 21,608人(39.6%)、となっている。(表7-3)

表7-1 身体障害者手帳新規交付者(児童含む)の推移

(単位:人)

	H30	R1	R2	R3	R4
北部福祉事務所	184	227	200	210	237
中部福祉事務所	939	1,090	940	946	954
南部福祉事務所	777	856	782	771	864
宮古福祉事務所	150	127	133	120	113
八重山福祉事務所	113	115	119	114	122
計	2,163	2,415	2,174	2,161	2,290
前年対比(%)	△29.6%	△18.1%	△9.9%	△10.5%	5.3%

表7-2 身体障害者手帳新規交付者数(各年度3月末現在)

(単位:人)

	R2			R3			R4		
	18歳未満	18歳以上	計	18歳未満	18歳以上	計	18歳未満	18歳以上	計
視覚障害	2	91	93	6	96	102	1	103	104
聴覚・平衡 機能障害	7	290	297	9	280	289	15	317	332
音声・言語・ そしゃく機能障害	0	26	26	1	38	39	1	33	34
肢体不自由 (上・下・体)	41	653	694	45	663	708	31	691	722
内部障害(心・腎・ 呼・膀・直・小・免)	13	1,051	1,064	21	1,002	1,023	26	1,072	1,098
合計	63	2,111	2,174	82	2,079	2,161	74	2,216	2,290

表7-3 身体障害者手帳交付台帳登載者数(令和5年3月末現在)

(単位:人)

		R 4		
		18歳未満	18歳以上	計
視覚障害	北部福祉事務所	3	348	351
	中部福祉事務所	16	1,257	1,273
	南部福祉事務所	20	1,063	1,083
	宮古福祉事務所	0	268	268
	八重山福祉事務所	0	224	224
	計	39	3,160	3,199
聴覚・平衡機能障害	北部福祉事務所	8	572	580
	中部福祉事務所	60	2,881	2,941
	南部福祉事務所	39	2,197	2,236
	宮古福祉事務所	8	546	554
	八重山福祉事務所	4	536	540
	計	119	6,732	6,851
音声・言語・ そしゃく機能障害	北部福祉事務所	1	75	76
	中部福祉事務所	1	255	256
	南部福祉事務所	1	211	212
	宮古福祉事務所	1	44	45
	八重山福祉事務所	0	54	54
	計	4	639	643
肢体不自由 (上・下・体)	北部福祉事務所	51	2,214	2,265
	中部福祉事務所	265	9,264	9,529
	南部福祉事務所	252	7,256	7,508
	宮古福祉事務所	28	1,322	1,350
	八重山福祉事務所	20	1,516	1,536
	計	616	21,572	22,188
内部障害 (心・腎・呼・膀・ 直・小・免・肝)	北部福祉事務所	32	1,892	1,924
	中部福祉事務所	95	10,006	10,101
	南部福祉事務所	85	7,546	7,631
	宮古福祉事務所	9	868	877
	八重山福祉事務所	7	1,066	1,073
	計	228	21,378	21,606

(2) 知的障害者(児)の状況

知的障害者(児)に対して、一貫した指導・相談を行うとともに、各種の援護措置を受けやすくするため療育手帳を交付している。

療育手帳交付状況は、令和5年3月末現在で総数17,923人である。

表7-4 療育手帳交付台帳登載者数(令和5年3月末現在)

	総数	最重度・重度	中度・軽度
総数	17,923人	6,005人	11,918人
18歳未満	4,525人	959人	3,566人
18歳以上	13,398人	5,046人	8,352人

表7-5 療育手帳交付台帳登録数の推移

H29	A1・A2			B1・B2			総合計
	18歳未満	18歳以上	計	18歳未満	18歳以上	計	
北部福祉事務所	32	381	413	179	694	873	1,286
中部福祉事務所	257	1,423	1,680	1,175	2,487	3,662	5,342
南部福祉事務所	457	2,114	2,571	1,665	3,743	5,408	7,979
宮古福祉事務所	18	156	174	60	294	354	528
八重山福祉事務所	13	202	215	163	386	549	764
計	777	4,276	5,053	3,242	7,604	10,846	15,899

H30	A1・A2			B1・B2			総合計
	18歳未満	18歳以上	計	18歳未満	18歳以上	計	
北部福祉事務所	30	404	434	182	709	891	1,325
中部福祉事務所	263	1,492	1,755	1,214	2,582	3,796	5,551
南部福祉事務所	461	2,219	2,680	1,884	3,701	5,585	8,265
宮古福祉事務所	18	161	179	53	305	358	537
八重山福祉事務所	15	208	223	157	417	574	797
計	787	4,484	5,271	3,490	7,714	11,204	16,475

R1	A1・A2			B1・B2			総合計
	18歳未満	18歳以上	計	18歳未満	18歳以上	計	
北部福祉事務所	27	418	445	191	723	914	1,359
中部福祉事務所	270	1,574	1,844	1,274	2,691	3,965	5,809
南部福祉事務所	541	2,250	2,791	2,074	3,596	5,670	8,461
宮古福祉事務所	16	169	185	54	313	367	552
八重山福祉事務所	20	215	235	169	426	595	830
計	874	4,626	5,500	3,762	7,749	11,511	17,011

R2	A1・A2			B1・B2			総合計
	18歳未満	18歳以上	計	18歳未満	18歳以上	計	
北部福祉事務所	39	451	490	199	674	873	1,363
中部福祉事務所	278	1,536	1,814	1,226	2,606	3,832	5,646
南部福祉事務所	459	2,310	2,769	1,723	3,812	5,535	8,304
宮古福祉事務所	19	164	183	61	302	363	546
八重山福祉事務所	18	151	169	122	378	500	669
計	813	4,612	5,425	3,331	7,772	11,103	16,528

R3	A1・A2			B1・B2			総合計
	18歳未満	18歳以上	計	18歳未満	18歳以上	計	
知的障害者更生相談所	892	4,818	5,710	3,508	8,041	11,549	17,259

R4	A1・A2			B1・B2			総合計
	18歳未満	18歳以上	計	18歳未満	18歳以上	計	
知的障害者更生相談所	959	5,046	6,005	3,566	8,352	11,918	17,923

※令和3年度から各福祉事務所の療育手帳交付業務は知的障害者更生相談所に集約

※表中のA1からB2は、障害の程度を示す。

A1：最重度、A2：重度、B1：中度、B2：軽度

表7-6 療育手帳新規交付状況

(単位:人)

	S51~H25	H26	H27	H28	H29	H30	R 1	R 2	R3	R4	合計
北部福祉事務所	1,339	49	54	50	40	43	42	41			1,658
中部福祉事務所	5,202	258	246	261	249	238	276	241			6,971
南部福祉事務所	6,943	355	302	337	308	311	334	293			9,183
宮古福祉事務所	543	23	17	28	22	12	18	22			685
八重山福祉事務所	549	19	39	32	19	37	37	32			764
知的障害者更生相談所									795	737	1,532
計	14,576	704	658	708	638	641	707	629	795	737	20,793

※令和3年度から各福祉事務所の療育手帳交付業務は知的障害者更生相談所に集約

3 障害者施策に関する計画

(1) 障害者基本計画

① 計画策定の趣旨

本県では、平成6年度に策定した「沖縄県障害者福祉長期行動計画－障害者にやさしい福祉社会をめざして」から平成25年度までを計画期間とする「第3次沖縄県障害者基本計画～美らしま障害者プラン～」まで、障害者が社会の一員として共に暮らせる共生社会の実現に向け、様々な取組を推進してきた。

この間における障害者施策に関する国内法の制定・改正等の情勢変化やこれまでの障害者基本計画の進捗状況を踏まえ、本県においても、障害者が自らの意思で望む生き方を実現できる社会づくりを目指し、新たな障害者基本計画として「第5次沖縄県障害者基本計画」を令和4年3月に策定した。

この計画においては、障害者基本法の目的及び基本理念を踏まえつつ、平成22年3月に策定した沖縄21世紀ビジョンで示した将来像「心豊かで、安全・安心に暮らせる島」を実現するため、障害者が地域社会の一員として、いきいきと暮らすことのできる社会の実現に向けて、障害者の権利擁護を推進するとともに、県、市町村、関係機関や地域社会の共通理解と協力体制を構築することにより、障害者が自らの意思で望む生き方を実現できる社会づくりを目指すものである。

② 計画の性格

沖縄県障害者基本計画は、障害者基本法第11条第2項の規定に基づく沖縄県の障害者施策に関する基本的な計画であるとともに、本県の総合計画である「沖縄21世紀ビジョン基本計画」と整合を図りつつ、市町村障害者基本計画策定の基本方針を示すものである。

これは、沖縄21世紀ビジョンにおいて示した将来像を実現するための、本県の障害福祉施策推進の基本的な考え方や具体的推進方策及び達成すべき指標等を明らかにし、障害者施策の総合的な推進を図ろうとする計画である。

また、本計画の推進にあたっては、「沖縄県SDGs実施指針」を踏まえ、誰一人取り残さない（leave no one behind）という理念のもと、SDGsを推進する。

③ 計画の期間

令和4年度から令和13年度までの10年間

④ 施策の方向

障害者が社会の一員として、ともに暮らせる共生社会の実現に向けて、次の3つを施策の柱とする。

ア 障害のある人もない人も共に支えあう環境づくり（共生社会の構築）

イ 障害のある人が生き生きと活躍できる環境づくり（自立・社会参加の拡大）

ウ 障害のある人が健やかに生活できる環境づくり（保健・医療・福祉サービスの充実）

これら施策の推進にあたり、各施策に共通する基本的な視点として、障害者等の意見の尊重と障害者の意思決定の支援、障害特性に配慮した支援、アクセシビリティの向上、障害者に対する差別等の解消、施策の総合的推進に取り組む。

⑤ 計画の推進

新たな振興計画との整合を図りながら、指標の達成状況について、沖縄県施策推進協議会へ報告するなど、施策の効果的な推進を図る。

(2) 障害福祉計画・障害児福祉計画

① 計画策定の趣旨

本県では、これまでに第1期から第5期の障害福祉計画を策定し、障害福祉サービス、相談支援及び地域生活支援事業の提供体制を整備し、自立支援給付や地域生活支援事業の円滑な実施を確保することを目的として、取り組んできた。

その間、本県では、沖縄21世紀ビジョンで示した将来像の一つである「心豊かで、安全・安心に暮らせる島」を実現するため、障害者等の意見の尊重と障害者の意思決定の支援、アクセシビリティの向上及び障害を理由とする差別の解消などの視点に立って、「第4次沖縄県障害者基本計画」を平成26年3月に策定した。

当該基本計画において、第6期沖縄県障害福祉計画・第2期沖縄県障害児福祉計画は、同基本計画の障害福祉サービス等に係る項目について、より具体的内容や成果目標等を設定し、障害福祉サービス等の提供体制を確保するための実施計画として位置づけている。

② 計画の性格

本計画は、障害者総合支援法第89条及び児童福祉法第33条の22に基づき、加えて第4次沖縄県障害者基本計画の障害福祉サービス等の提供体制の確保等に関連する部分と整合をとり、市町村の障害福祉計画及び障害児福祉計画の達成に資するため、広域的な見地から策定している。

③ 計画の期間

令和3年度から令和5年度までの3年間

④ 基本的な考え方

第4次沖縄県障害者基本計画の実現を目指し、国の基本方針を踏まえながら、次のことを基本的な考え方とし、障害福祉サービス等の提供体制整備を計画的に推進する。

ア 障害者等の生活を地域全体で支える体制の構築

地域における障害者等を支える様々な資源を確保するとともに、これらの資源を効率的・効果的に活かす地域生活支援体制の構築を推進する。

イ 障害者が働き続けることができる環境の整備

障害者が、その能力を最大限に発揮して働くことができるよう、その特性に応じてそれぞれに最も適した「働く場」に円滑に移行できるようにするための支援及びそれぞれの「働く場」で安定して働き続けることができ、働く力を伸ばしていけるようにするための支援について取り組む。

ウ 地域における障害児への切れ目のない、きめ細かな支援体制の構築

福祉サービスの提供体制の確保のみならず、保健・医療・福祉・教育等の関係機関が密に連携し、できるだけ早期に障害を発見し、適切に対応することに加え、子どもの成長に応じて、療育や教育等に関わる期間が変化する場合においても、関係機関が連携を図り支援を継

続していく体制の構築を進める。

⑤ 進捗管理

毎年度、成果目標等に関する実績を把握し、評価の際には、沖縄県障害者施策推進協議会に意見を聴くとともに、その結果を公表する。

4 共生社会の構築

(1) 沖縄県障害のある人もない人も共に暮らしやすい社会づくり条例に基づく施策推進

① 啓発活動や広報媒体を活用した理解の促進

平成26年4月1日に施行された「沖縄県障害のある人もない人も共に暮らしやすい社会づくり条例」（共生社会条例）に基づき、障害や障害のある人に関する県民の理解を深めるため、啓発活動や広報媒体を活用した理解の促進を図っている。

令和4年度は、オンラインによる障害理解促進講座等を実施するとともに、令和4年7月から開始した沖縄県ちゅらパーキング利用証制度につき、テレビ、ラジオを活用した広報を実施した。

② 相談体制の充実

障害を理由とする差別等の相談に対応するため、広域相談専門員の配置、調整委員会の設置、相談員に対する研修等を実施し、相談員の資質向上を図るなど相談体制の充実に努めている。

令和4年度は、オンラインによる相談員研修を4回実施した。

③ 相談件数

【県】

令和4年4月1日から令和5年3月31日までの1年間に、県に寄せられた相談件数は43件で、その内訳は、障害を理由とする差別又は不利益に関する相談が5件、合理的配慮に関する相談が5件、つらい事や嫌な事に関する相談が18件、その他意見等が15件であった。また、延べ対応回数は216回で、1件当たりの平均対応回数は、5.0回であった。

【市町村】

令和4年4月1日から令和5年3月31日までの1年間に、市町村に寄せられた相談件数は29件で、障害を理由とする差別又は不利益に関する相談が11件、合理的配慮に関する相談が6件、つらい事や嫌な事に関する相談が12件、その他意見等が0件であった。また、対応回数は167回で、1件当たりの平均対応回数は、5.8回であった。

※令和4年度の調整委員会への助言・あっせんの申し立ては1件であった。

(2) 障害者虐待防止の推進

① 障害者虐待防止のための啓発

平成24年10月に施行された「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律」（平成23年法律第79号）の周知及び障害者虐待防止の取組を推進するため、障害者虐待防止について広く啓発を行っている。

② 障害者虐待防止センター及び障害者福祉施設等における障害者虐待防止と対応研修について

障害者虐待の問題について、障害福祉サービス事業所等の従事者や管理者の理解を深めるとともに、市町村や相談支援事業所等の相談窓口職員の専門性の強化を図ることを目的とし、研修を実施している。

③ 障害者虐待の状況（令和4年4月1日から令和5年3月31日までの障害者虐待の件数等）

- 養護者による障害者虐待の件数は、27件であった。
- 障害者福祉施設従事者等による障害者虐待の件数は、18件であった。

ア 養護者による障害者虐待の内訳

a 通報・届出の受理件数

機関	件数
市町村が通報・届出を受理した件数	93件
県が通報・届出を受理した件数	0件

b 事実確認調査の結果、虐待と認定した38件の内訳

(a) 虐待の類型（複数回答）

虐待の類型	件数	構成割合
身体的虐待	19件	52.8%
性的虐待	1件	2.8%
心理的虐待	10件	27.8%
放棄、放置（ネグレクト）	2件	5.6%
経済的虐待	4件	11.1%
合計	36件	-

※構成割合は、養護者による虐待と認定した36件に対するもの（複数回答のため）。

(b) 被虐待者の障害種別（複数回答）

被虐待者の障害種別	被虐待者数	構成割合
身体障害	6人	19.4%
知的障害	16人	51.6%
精神障害（発達障害を除く）	9人	29.0%
発達障害	0人	0%
その他の心身機能の障害	0人	0%
合計	31人	-

※構成割合は、被虐待者数31人に対するもの（複数回答のため）。

(c) 性別

性別	人数	構成割合
男性	10人	37.0%
女性	17人	63.0%
合計	27人	-

※構成割合は、被虐待者数27人に対するもの。

(d) 被虐待者から見た虐待者の続柄（複数回答）

被虐待者から見た虐待者の続柄	人数	構成割合
父	6人	20.7%
母	7人	24.1%
夫・妻	7人	24.1%
息子・娘	1人	3.4%
兄弟姉妹	6人	20.7%
その他	2人	6.9%
合計	29人	-

※構成割合は、虐待者数29人に対するもの。

イ 障害者福祉施設従事者等による障害者虐待の内訳

a 通報・届出の受理件数

機関	件数
市町村が通報・届出を受理した件数	52件
県が通報・届出を受理した件数	0件

b 事実確認調査の結果虐待と認定した件数

(a) 虐待の類型（複数回答）

虐待の類型	件数	構成割合
身体的虐待	10件	40.0%
性的虐待	3件	12.0%
心理的虐待	9件	36.0%
放棄、放置（ネグレクト）	2件	8.0%
経済的虐待	1件	4.0%
合計	25件	-

※構成割合は、虐待と認定した25件に対するもの（複数回答のため）。

(b) 被虐待者の障害種別（複数回答）

被虐待者の障害種別	被虐待者数	構成割合
身体障害	10人	33.3%
知的障害	11人	36.7%
精神障害（発達障害を除く）	2人	6.7%
発達障害	6人	20.0%
その他の心身機能の障害	1人	3.3%
合計	30人	-

(c) 性別

性別	人数	構成割合
男性	19人	79.2%
女性	5人	20.8%
合計	24人	-

(3) 福祉のまちづくりの推進

高齢者や障害者をはじめすべての県民が、社会生活を営む上で等しく、安全に、参画できる共生社会の実現を目指し、行政、事業者及び県民が一体となって物理的・心理的障壁（バリア）を取り除くよう取り組むことにより、福祉のまちづくりを推進するものである。

① 業務概要

ア 福祉のまちづくりの普及啓発及び広報宣伝活動

福祉のまちづくりを円滑に推進するため、県民への啓発広報や事業者に対する理解、協力を求めている。

- ・ホームページの充実、県政広報、マスコミ等の活用
- ・福祉のまちづくり条例整備基準に適合した施設への適合証パネルの交付
- ・福祉のまちづくり条例パンフレットの作成、配布
- ・福祉のまちづくり賞表彰の実施及び福祉のまちづくり賞表彰事例集の発行

イ 福祉のまちづくり推進体制の整備

福祉のまちづくり条例の実効性を高めるほか、まちづくりに関する施策を円滑に実施するために、推進体制の整備を図っている。

- ・福祉のまちづくり審議会等の運営
- ・バリアフリー関連NPO法人等との連携

ウ 事前協議等事務の執行体制の整備

福祉のまちづくり条例では、多数の者が利用し、特に高齢者や障害者等が社会生活を営む上で整備を促進する必要性が高い施設の新築等をしようとする者は、その計画をあらかじめ知事に協議しなければならないことから、当該事務を円滑に推進するため、執行体制の整備を図っている。

- ・事務処理特例市への交付金の交付

エ パーキングパーミット制度（沖縄県ちゅらパーキング利用証制度）の開始

車いす利用者など歩行が困難な者、移動の際に特別な配慮が必要な者に対し、沖縄県ちゅらパーキング利用証を交付し、障害者等用駐車区画の適切な利用を図ることを目的として、令和4年7月より、制度を開始した。

表7-7 福祉のまちづくり適合証の交付実績(地区別内訳)

(単位：件)

地区	年度	平成	平成	令和	令和	令和	令和	累計
	10-29 年度計	30 年度	元 年度	2 年度	3 年度	4 年度		
北 部	70	13	2	2	2	1	90	
中 部	222	37	17	17	16	14	323	
南 部	183	23	16	11	19	8	260	
宮 古	21	1	2	2	2	5	33	
八 重 山	26	1	3	1	4	2	37	
計	522	75	40	33	43	30	743	

注1) 各年度の件数は受付ベース。

注2) 平成12年4月から20年12月までは、那覇市は独自条例に基づく事前協議があったため、その期間については那覇市分は含まれていない。

表7-8 福祉のまちづくり事前協議・事前通知の実施状況(地区別内訳)

(単位：件)

地区	年度	平成	平成	令和	令和	令和	令和	累計
	10-29 年度計	30 年度	元 年度	2 年度	3 年度	4 年度		
北 部	689	68	50	32	53	32	924	
中 部	2,123	189	126	120	105	106	2,769	
南 部	1,886	173	157	103	128	98	2,545	
宮 古	322	33	32	22	24	24	457	
八 重 山	295	18	20	20	20	16	389	
計	5,315	481	385	297	330	276	7,084	

注1) 各年度の件数は受付ベース。

注2) 平成12年4月から20年12月までは、那覇市は独自条例に基づく事前協議があったため、その期間については那覇市分は含まれていない。

表7-9 福祉のまちづくり事前協議・事前通知の実施状況(施設別内訳) (単位：件)

年度 施設	平成 10-29 年度計	平成 30 年度	令和 元 年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	累 計
社会福祉施設	1,572	126	71	60	76	74	1,979
医療施設	527	25	14	23	24	18	631
官公庁施設	125	7	22	14	20	13	201
教育文化施設	631	39	36	30	42	42	820
集 会 場	216	3	7	10	9	8	253
公 益 店 舗	11	1	0	0	0	0	12
銀 行	84	1	4	1	5	5	100
物品販売店	551	32	28	34	27	26	698
飲 食 店	158	17	14	8	4	6	207
サービス店舗	85	7	7	4	7	5	115
空港・駅等	40	4	2	4	1	1	52
駐 車 場	4	1	1	1	2	0	9
ホ テ ル 等	367	123	104	45	38	19	696
体育施設等	52	1	0	2	3	2	60
劇場・遊技場	57	3	2	0	2	0	64
展 示 場	14	1	2	0	1	0	18
公 衆 浴 場	7	1	0	0	0	1	9
公 衆 便 所	28	1	10	2	3	2	46
複 合 施 設	52	1	2	6	6	2	69
共 同 住 宅	486	69	36	29	42	40	702
事 務 所	80	6	2	5	8	5	106
工 場	24	1	1	2	1	0	29
道 路	10	4	15	8	1	0	38
公 園	130	7	5	9	8	7	166
公 共 交 通	2	0	0	0	0	0	2
路外駐車場	2	0	0	0	0	0	2
計	5,315	481	385	297	330	276	7,084

注1) 各年度の件数は受付ベース。

注2) 平成12年4月から20年12月までは、那覇市は独自条例に基づく事前協議があったため、その期間については那覇市分は含まれていない。

5 自立・社会参加の拡大

(1) 就労支援の充実

① 障害者総合支援法における障害福祉サービス事業

ア 就労移行支援事業

<対象者>

一般就労等を希望し、知識及び能力の向上、実習、職場探し等を通じ、通常の事業所に雇用されることが可能と見込まれる障害者（65歳未満の者）

<サービスの内容>

- ・一般就労等への移行に向けた事業所内や企業における作業や実習、その適性に合った職場探し、就労後の職場定着のための支援等
- ・通所を原則とし、個別支援計画の推進状況に応じた職場訪問等
- ・利用者ごとに、標準期間（24ヶ月）内で利用期間を設定

<事業所数>

70事業所（令和5年4月1日時点）

イ 就労継続支援A型事業

<対象者>

通常の事業所に雇用されることが困難な障害者のうち、就労機会の提供及び生産活動機会の提供を通じ、就労に必要な知識及び能力の向上を図ることにより、雇用契約に基づく継続的な就労が可能な障害者（利用開始時65歳未満の者）

ア 就労移行支援事業を利用したが、企業等の雇用に結びつかなかった者

イ 特別支援学校を卒業して就職活動を行ったが、企業等の雇用に結びつかなかった者

ウ 企業等を離職した者等就労経験のある者で、現に雇用関係がない者

<サービスの内容>

- ・通所により、雇用契約に基づく就労の機会を提供
- ・一般就労に必要な知識、能力が高まった者に対する一般就労への移行に向けた支援
- ・雇用契約に基づく利用者には、最低賃金が適用
- ・利用期間に制限なし

<事業所数>

126事業所（令和5年4月1日時点）

ウ 就労継続支援B型事業

<対象者>

就労移行支援事業等を利用したが一般企業等の雇用に結びつかない者や、一定年齢に達している者などであって、就労の機会等を通じ、生産活動にかかる知識及び能力の向上や維持が期待される障害者

ア 就労経験がある者で、年齢や体力面で一般企業に雇用されることが困難となった者

イ 50歳に達している者、又は障害基礎年金1級受給者

ウ ア、イのいずれにも該当しない者であって、就労移行支援事業者等によるアセスメント

により、就労面に係る課題等の把握が行われている本事業の利用希望者

<サービスの内容>

- ・通所により、就労や生産活動の機会の提供（雇用契約は結ばない）
- ・一般就労に必要な知識、能力が高まった者に対する一般就労への移行に向けた支援
- ・1月あたりの平均の工賃月額は、3,000円を下回ってはならない。
- ・利用期間に制限なし

<事業所数>

402事業所（令和5年4月1日時点）

② 障害者就労・生活支援センター事業

<概要>

障害者の職業生活における自立支援のために設置した障害者就労・生活支援センター（5圏域）に生活支援担当職員を配置し、生活上の相談や就業に伴う日常生活又は社会生活に必要な支援を行い、障害者の就職や職場定着を図る。

<実績>

登録者数：1,346人（平成19年度）→3,819人（令和4年度末）

支援延人数（令和4年度）：2,713人

支援延件数（令和4年度）：8,083件

③ 障害者工賃向上支援事業

<概要>

就労支援施設等の工賃水準の向上を図るため、「沖縄県工賃向上計画」に基づき、各種支援策を実施することにより、工賃水準を引き上げ、障害者の自立生活のための経済基盤の確立を図る。

【基本事業】

ア 就労支援施設等へ中小企業診断士等の経営コンサルタントを派遣（20事業所程度）

イ 就労支援施設等職員の人材育成のための研修会開催

ウ 就労支援コーディネータの配置

【特別事業】

エ 農福連携マルシェの開催

<実績>

平均工賃（B型）：13,552円（平成18年度）→16,372円（令和4年度）

④ 障害者優先調達推進方針関連

<概要>

「国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律」に基づき、国や地方公共団体等は、障害者就労施設等の受注の機会の増大を図るための措置を講ずるよう努める責務が課され、障害者就労施設等からの物品等調達の推進を図るための方針の作成・公表、

調達実績の概要の取りまとめ・公表を行うものとしている。

<実績>

ア 令和5年度の障害者優先調達推進方針策定状況

沖縄県：策定済（令和5年4月1日）

市町村：25市町村策定（令和5年5月31日時点）

イ 令和4年度の障害者優先調達実績

沖縄県：46,671千円（令和3年度：67,473千円）

市町村：293,768千円（令和3年度：256,645千円）

(2) 社会参加の促進

① 地域生活支援事業（社会参加）

障害者等が自立した日常生活や社会生活を営むことができるよう、地域の特性や利用者の状況に対応し得る柔軟な事業形態により、効能的・効率的に実施し、障害の有無に関わらず県民が相互に人格と個性を尊重し安心して暮らすことのできる地域社会の実現に寄与することを目的に実施している。

ア 意思疎通支援者の養成

専門性の高い意思疎通支援として、手話通訳者、要約筆記者、盲ろう者向け通訳・介助員を養成及び派遣するほか、点訳、朗読に必要な技術等の指導を行い、これらに従事する点訳、朗読奉仕員を養成する。

表7-10 点訳奉仕員及び朗読奉仕員登録者数

（委託先：沖縄県視覚障害者福祉協会）

（単位：人）

種目 年度	点訳奉仕員		朗読奉仕員		合計	
	新規登録者数	累計登録者数	新規登録者数	累計登録者数	新規登録者数	累計登録者数
R 4	5	70	5	84	10	154

表7-11 要約筆記者登録者数

（委託先：沖縄県聴覚障害者協会）

年 度	新規登録者数	累計登録者数(左記 の新規登録を含む)
H29	6人	23人
H30	8人	31人
R 1	5人	36人
R 2	9人	45人
R 3	5人	50人
R 4	3人	53人

※登録者数は、要約筆記者養成研修を修了した者について、登録試験を行い、本人

の承諾を得て、沖縄県に登録した人数である。

表7-12 手話通訳者登録者数

(委託先：沖縄県聴覚障害者協会)

年 度	新規登録者数	累計登録者数(左記 の新規登録を含む)
H29	5人	79人
H30	3人	81人
R 1	6人	86人
R 2	9人	95人
R 3	2人	97人
R 4	5人	102人

※登録者数は、手話通訳者養成研修を修了した者について、登録試験を行い、本人の承諾を得て、沖縄県に登録した人数である。

なお、手話奉仕員・手話通訳者、要約筆記奉仕員・要約筆記者の派遣については、平成18年10月から 地域生活支援事業の意思疎通支援事業として、市町村が実施している。

イ 点字広報・声の広報等発行事業

視覚障害者に情報を提供するため、点字広報・声の広報等を発行する。

表7-13 点字広報・声の広報 発行状況

(委託先：沖縄県視覚障害者福祉協会)

年 度	点字広報		声の広報	
	発行回数	発行部数	発行回数	発行部数
H29	12回	4,200部	12回	1,440部
H30	12回	4,200部	12回	1,440部
R 1	12回	4,200部	12回	1,440部
R 2	12回	4,200部	12回	1,920部
R 3	12回	4,200部	12回	1,920部
R 4	12回	4,200部	12回	1,920部

ウ 視覚障害者生活訓練等事業

視覚障害者に対し、家庭生活や社会生活に必要な訓練等を実施する（料理、着付け、生け花、パソコン等）。また、中途失明者に対しては、歩行訓練及び必要な知識や技術を習得させ日常生活に不自由のないよう援護する。

表7-14 視覚障害者生活訓練等・中途失明者生活訓練事業 実施状況

（委託先：沖縄県視覚障害者福祉協会）

年 度	視覚障害者生活訓練等		中途失明者生活訓練（点字、歩行訓練）	
	延回数	受講者数	延回数	受講者数
H29	131回	756人	175回	309人
H30	129回	755人	122回	306人
R 1	145回	810人	107回	290人
R 2	144回	730人	84回	341人
R 3	114回	596人	71回	283人
R 4	124回	724人	81回	212人

エ 音声機能障害者発声訓練事業

疾病等により咽頭を摘出し音声機能を喪失した者に対して、発声訓練を行う。

オ オストメイト社会適応訓練事業

ストマ用装具の装着者の社会復帰を促進するため、基本的事項の講習会等を開催する。

表7-15 音声機能障害者発声訓練事業・オストメイト社会適応訓練事業実施状況

（委託先：沖縄県身体障害者福祉協会）

年 度	音声機能障害者発声訓練		オストメイト社会適応訓練	
	延回数	受講者数	延回数	受講者数
H29	46回	770人	1回	17人
H30	51回	708人	1回	16人
R 1	55回	767人	1回	20人
R 2	45回	403人	—	—
R 3	47回	287人	1回	4人
R 4	48回	317人	1回	40人

※R2年度オストメイト社会適応訓練は新型コロナウイルス感染症の影響により中止

カ 補助犬給付事業

身体障害者に対して補助犬（盲導犬、介助犬及び聴導犬）を給付し、行動の範囲を拡大することにより、身体障害者の社会活動への参加を促進する。平成3年度から事業を開始し、これまでの給付頭数は12頭である。（令和2年度末現在）

キ 字幕入り映像ライブラリー事業

テレビ番組等に字幕、手話を挿入したDVD等を製作し、貸し出しする。

表7-16 補助犬給付事業実施状況

(委託先：指定の訓練施設等)

年度	給付頭数
H29	—
H30	—
R 1	1頭 (盲導犬)
R 2	—
R 3	—
R 4	1頭 (盲導犬)

表7-17 字幕入り映像ライブラリー事業実施状況

(実施先：沖縄聴覚障害者情報センター)

年 度	登 録 者 数	貸 出 数
H29	166人	161件
H30	170人	152件
R 1	175人	44件
R 2	177人	44件
R 3	178人	12件
R 4	148人	9件

② 地域生活支援事業

ア 市町村地域生活支援事業

障害者にとって最も身近な市町村において、理解促進研修・啓発、自発的活動支援、相談支援、成年後見制度利用支援、成年後見制度法人後見支援、意思疎通支援、日常生活用具給付等、手話奉仕員養成研修、移動支援、地域活動支援センター機能強化事業を必須事業とし、その他、市町村の判断により、障害者が自立した日常生活又は社会生活を営むために必要な事業を行うことで、障害者が地域で安心して暮らせる社会の実現を目指すものである。

◎ 実施主体：市町村

◎ 負担割合：国 1 / 2、県 1 / 4、市町村 1 / 4

イ 都道府県地域生活支援事業

都道府県地域生活支援事業は、専門性の高い相談支援事業、専門性の高い意思疎通支援を行う者を養成・派遣する事業、意思疎通支援を行う者の派遣に係る市町村相互間の連絡調整、広域的な支援事業を必須事業として実施する。

◎実施主体：都道府県

◎負担割合：国 1 / 2、県 1 / 2

表7-18 市町村地域生活支援事業実施状況(令和3年度～令和4年度) 単位：円

		令和3年度		令和4年度		
		実績	実施市町村数	実績	実施市町村数	
必須事業	理解促進研修・啓発事業	2,433,953	12	3,078,859	12	
	自発的活動支援事業	12,607,817	12	12,512,614	12	
	相談支援事業	基幹相談支援センター等機能強化事業	255,503,597	31	271,132,952	31
		住宅入居等支援事業	4,128,000	5	7,075,304	5
	成年後見制度利用支援事業	16,998,015	19	15,242,419	23	
	成年後見制度法人後見支援事業	14,182,633	4	11,310,772	3	
	意思疎通支援事業	96,043,333	27	99,759,603	28	
	日常生活用具給付等事業	305,403,729	35	303,546,043	34	
	手話奉仕員養成研修事業	10,052,242	13	18,875,211	18	
	移動支援事業	378,726,356	30	421,667,698	31	
	地域活動支援センター機能強化事業	129,768,118	28	132,207,791	28	
任意事業	日常生活支援	福祉ホームの運営	255,200	2	211,200	1
		訪問入浴サービス	5,421,390	3	5,308,026	4
		生活訓練等	1,185,807	3	1,322,424	3
		日中一時支援	108,301,128	25	101,955,793	26
		地域移行のための安心生活支援	127,420	2	957,752	3
		巡回支援専門員整備	60,983,242	19	87,693,612	19
		相談支援事業所等(地域援助事業者)における退院支援体制確保	0	0	0	0
		協議会における地域資源の開発・利用促進等の支援	0	0	2,651,000	1
	児童発達支援センターの機能強化事業	756,000	1	689,480	1	
	社会参加支援	レクリエーション活動等支援	2,480,307	10	3,980,847	15
		文化芸術活動振興	5,622,278	8	6,313,849	10
		点字・声の広報等発行	7,335,248	14	6,145,219	13
		奉仕員養成研修	3,953,004	3	7,321,410	5
		複数市町村における意思疎通支援の共同実施促進	0	0	0	0
		家庭・教育・福祉連携推進事業	0	0	0	0
	就業・就労支援	盲人ホームの運営	0	0	0	0
		知的障害者職親委託	0	0	0	0
	特別支援事業		0	0	0	0
	支援促進事業	発達障害児者地域生活支援モデル事業	0	0	0	0
		障害者虐待防止対策支援	20,325,526	9	29,085,108	11
		医療的ケア児等総合支援事業	3,147,357	3	7,450,239	6
		成年後見制度普及啓発	0	0	0	0
		発達障害児者及び家族等支援事業	13,395,123	8	16,643,521	12
地域生活支援事業の効果的な取組推進事業		0	0	0	0	
重度訪問介護利用者の大学修学支援事業		0	0	576,580	1	
雇用施策との連携による重度障害者等就労支援特別事業		0	0	0	0	
特別促進		730,231	1	690,235	1	
指定都市等 必須事業(那覇市・手話通訳者養成等)		2,908,326	1	3,303,929	1	

表7-19 都道府県地域生活支援事業実施状況(令和3年度～令和4年度) 単位：円

事業区分		令和3年度	令和4年度	
必須事業	専門性の高い相談支援事業	発達障害者支援センター運営事業	44,106,551	44,108,000
		高次脳機能障害及びその関連障害に対する支援普及事業	2,076,000	1,972,000
	専門性の高い意思疎通支援を行う者の養成研修事業	手話通訳者・要約筆記者養成研修事業	8,064,435	8,016,004
		盲ろう者向け通訳・介助員養成研修事業	961,454	933,448
		失語症者向け意思疎通支援者養成研修事業	1,705,180	1,449,781
	専門性の高い意思疎通支援を行う者の派遣事業	3,992,350	8,052,902	
	意思疎通支援を行う者の派遣に係る市町村相互間の連絡調整事業	0	0	
	広域的な支援事業	都道府県相談支援体制整備事業	20,451,940	21,267,148
精神障害者地域生活支援広域調整等事業		79,605	143,108	
発達障害者支援地域協議会による体制整備事業	67,200	67,200		
任意事業	都道府県障害者社会参加推進センター運営	7,556,324	7,227,052	
	レクリエーション活動等支援	6,347,804	9,837,329	
	障害者就業・生活支援センター体制強化等	9,283,050	9,802,638	
	重度障害者に係る市町村特別支援	4,245,000	4,894,000	
	その他の任意事業	14,925,874	19,186,150	
特別支援事業		157,304	283,238	
支援促進事業	かかりつけ医等発達障害対策力向上研修事業	427,430	200,856	
	発達障害者支援体制整備事業	15,039,343	14,753,349	
	障害者虐待防止対策支援事業	2,497,598	2,306,735	
	障害者就業・生活支援センター	24,999,715	24,387,196	
	工賃向上計画支援事業	7,000,000	10,788,000	
	障害者芸術・文化祭開催事業		70,499,000	
	就労移行等連携調整事業	3,326,000		
	医療的ケア児等コーディネーター養成研修等事業	1,093,845	4,884,306	
	アルコール関連問題に取り組む民間団体支援事業	2,500,000	2,500,000	
	「心のバリアフリー」推進事業	18,471,000	17,300,000	
	身体障害者補助犬育成促進事業	0	2,038,000	
	精神障害者にも対応した地域包括ケアシステムの構築推進事業	19,004,526	19,973,493	
	障害者ICTサポート総合推進事業	5,062,381	5,420,077	
	意思疎通支援従事者キャリアパス構築支援事業	40,376	269,201	
特別促進事業	3,495,203	3,829,444		

③ 全国障害者スポーツ大会派遣事業

毎年、国体と併せて開催される全国障害者スポーツ大会に県選手団を派遣している。

(平成13年度より全国身体障害者スポーツ大会と全国知的障害者スポーツ大会が統合され、平成20年度から精神障害者競技が加わった。)

表7-20 全国障害者スポーツ大会派遣状況

回次	年度	区分	開催地	身体選手	知的選手	精神選手	役員	選手団合計	獲得メダル数			計
									金	銀	銅	
第13回	H25		東京都	24人	46人		36人	106人	10個	5個	7個	22個
第14回	H26		長崎県	26人	43人		36人	105人	4個	2個	2個	8個
第15回	H27		和歌山県	23人	43人		39人	105人	8個	8個	8個	24個
第16回	H28		岩手県	27人	36人		25人	88人	9個	8個	8個	25個
第17回	H29		愛媛県	34人	16人		37人	87人	4個	5個	7個	16個
第18回	H30		福井県	26人	33人		23人	82人	2個	10個	14個	26個
第19回	R元		茨城県	台風の為中止								
第20回	R2		鹿児島県	新型コロナウイルス感染症感染拡大により中止								
第21回	R3		三重県	新型コロナウイルス感染症感染拡大により中止								
第22回	R4		栃木県	7人	14人	1人	20人	42人	1個	3個	1個	5個

④ 身体障害者スポーツ振興事業

身体障害者の自立と社会参加を促進し、県内における身体障害者スポーツの振興のため、沖縄県身体障害者スポーツ大会、スポーツ教室の開催等を実施している。

表7-21 沖縄県身体障害者スポーツ大会開催状況

回次	開催地	開催年月日	参加者
第49回	沖縄市（県総合運動公園陸上競技場）	平成25年9月15日（日）	約1,500人
第50回	浦添市（浦添市陸上競技場）	平成26年8月31日（日）	約1,500人
第51回	沖縄市（県総合運動公園陸上競技場）	平成27年9月13日（日）	約1,200人
第52回	沖縄市（県総合運動公園陸上競技場）	平成28年10月8日（土）	約1,460人
第53回	沖縄市（県総合運動公園陸上競技場）	平成29年10月7日（土）	約1,640人
第54回	糸満市（西崎運動公園陸上競技場）	平成30年10月6日（土）	台風の為中止
第55回	沖縄市（県総合運動公園陸上競技場）	令和元年10月5日（土）	約1,350人
第56回	沖縄市（県総合運動公園陸上競技場）	新型コロナウイルスの影響により中止	
第57回	沖縄市（県総合運動公園陸上競技場）	新型コロナウイルスの影響により中止	
第58回	沖縄市（県総合運動公園陸上競技場）他	令和4年10月8日（土）他	約760人

⑤ 知的障害者スポーツ振興事業

知的障害者の自立と社会参加を促進し、県内における知的障害者スポーツの振興のため、沖縄県ゆうあいスポーツ大会や宮古・八重山地区大会の開催等を実施している。

表7-22 沖縄県ゆうあいスポーツ大会開催状況

回次	開催地	開催年月日	参加者
第22回	沖縄市（沖縄県総合運動公園）	平成25年6月29日（土）	約4,000人
第23回	沖縄市（コザ運動公園陸上競技場）	平成26年10月24日（金）	約4,000人
第24回	沖縄市（沖縄県総合運動公園）	平成27年10月31日（土）	約4,000人
第25回	沖縄市（沖縄県総合運動公園）	平成28年10月15日（土）	約3,700人
第26回	沖縄市（沖縄県総合運動公園）	平成29年11月25日（土）	約4,000人
第27回	読谷村（読谷村陸上競技場・運動公園）	平成30年10月6日（土）	台風の為中止
第28回	沖縄市（沖縄県総合運動公園）	令和元年9月28日（土）	約2,200人
第29回	沖縄市（沖縄県総合運動公園）	新型コロナウイルスの影響により中止	
第30回	沖縄市（沖縄県総合運動公園）	新型コロナウイルスの影響により中止	
第31回	沖縄市（沖縄県総合運動公園）	令和4年10月29日（土）	約250人

⑥ 障害者社会活動推進事業補助

障害者の社会活動又は地域活動の充実と発展を図ることを目的に、活動を推進する団体等が実施するピアカウンセリング、交流事業、研修・講演会事業等に関する事業費の一部を補助している。

表7-23 沖縄県障害者社会活動推進事業補助実績

年 度	補助団体数	補助額合計
平成24年度	19団体	10,456千円
平成25年度	23団体	11,240千円
平成26年度	21団体	10,919千円
平成27年度	23団体	10,310千円
平成28年度	18団体	9,387千円
平成29年度	20団体	11,564千円
平成30年度	18団体	8,213千円
令和元年度	15団体	6,754千円
令和2年度	8団体	2,861千円
令和3年度	10団体	3,990千円
令和4年度	7団体	3,221千円

⑦ 点字図書館運営費補助事業

県内の視覚障害者の福祉増進を図るため、沖縄県視覚障害者福祉協会が設置する沖縄点字図書館の運営に対し補助金を交付する。

表7-24 沖縄点字図書館点字図書及び声の図書貸出状況

年 度	補 助 金 額	点 字 図 書		声 の 図 書		計	
		種類	冊数	種類	巻数	種類	冊・巻数
H29	30,906,250円	425種	1,486冊	7,688種	9,149巻	8,113種	10,635点
H30	31,491,680円	495種	1,918冊	8,571種	9,141巻	9,066種	11,059点
R 1	37,419,280円	405種	1,338冊	7,857種	8,255巻	8,262種	9,593点
R 2	37,314,880円	361種	1,113冊	6,900種	7,081巻	7,261種	8,194点
R 3	33,696,010円	435種	727冊	7,112種	7,732巻	7,547種	8,459点
R 4	37,084,713円	349種	597冊	5,105種	5,379巻	5,454種	5,976点

6 福祉サービスの充実

(1) 障害児(者)施設福祉の充実

① 指定医療型障害児入所施設の状況

医療型障害児入所施設は、障害児を入所させて、保護、日常生活の指導、独立自活に必要な知識技能の付与及び治療を行う施設である。対象者は、知的障害児（自閉症児）、肢体不自由児、重症心身障害児である。このうち、国又は都道府県の指定を受けた施設を「指定医療型障害児入所施設」という。

※平成24年4月1日の児童福祉法改正に伴い、肢体不自由児施設及び重症心身障害児施設が医療型障害児入所施設に統合された。

表7-25 指定医療型障害児入所施設設置状況(令和5年3月末現在)

施設名	定員	所在地
沖縄南部療育医療センター	140人	那覇市寄宮2-3-1
沖縄中部療育医療センター	80人	沖縄市比屋根5-2-17
沖縄療育園	100人	浦添市字経塚714
名護療育園	80人	名護市字宇茂佐1765
独立行政法人国立病院機構 沖縄病院	40人	宜野湾市我如古3-20-14
独立行政法人国立病院機構 琉球病院	80人	金武町字金武7958-1
計	520人	

② 指定福祉型障害児入所施設の状況

福祉型障害児入所施設は、障害児を入所させて、保護、日常生活の指導及び独立自活に必要な知識技能の付与を行う施設である。このうち、都道府県の指定を受けた施設を「指定福祉型障害児入所施設」という。

③ 指定障害者支援施設の状況

指定障害者支援施設は、都道府県の指定を受けて、その施設に入所する障害者につき、主として夜間において、入浴、排せつ及び食事等の介護、生活等に関する相談及び助言その他の必要な日常生活上の支援を行うとともに、施設入所支援以外の施設障害福祉サービス（生活介護、自立訓練、就労移行支援及び就労継続支援B型）を行う施設である。

表7-26 障害児(者)施設設置状況(令和5年3月末現在)

施設の種類	施設数	定員	備考
福祉型障害児入所施設	4か所	74人	法人立 あけぼの学園 4人
			〃 沖縄中央育成園あさひ寮 20
			〃 そよかぜ寮 30
			〃 名護わかば園 20
障害者支援施設	46か所	2,348人	法人立 あけぼの学園 35
			〃 北嶺学園 50
			〃 よもぎ学園 60
			〃 あけもどろ学園 60
			〃 おもと学園 35
			〃 里 40
			〃 てだこ学園 80
			〃 栄野比の里 60
			〃 愛泉園 50
			〃 みなみの里 75
			〃 鶴生の叢 50
			〃 緑の里 50
			〃 おおぞら寮 30
			〃 高志保園 40
			〃 石水の里 40
			〃 ふれあいの里 30
			〃 グリーンホーム 60
			〃 玉川園 40
			〃 石川学院 40
			〃 沖縄中央育成園あおぞら荘 60
			〃 太希おきなわ 60
			〃 れいめいの里 40
			〃 つきしろ学園 40
			〃 青潮園 50
			〃 ハーモニー 50
			〃 ソフィア 80
			〃 更生ソフィア 80
			〃 那覇学園 40
			〃 あさひ寮 20
			〃 えすの里 40
			〃 一心療護園 50
			〃 コロニーワークショップ沖縄 57
			〃 沖縄コロニーセンター 90
〃 都屋の里 50			
〃 沖縄中央療護園 80			
〃 安住の郷 40			
〃 松原園 60			
〃 仁愛療護園 76			
〃 青葉園 80			
〃 そよかぜ寮 30			
〃 ゆいの郷 40			
〃 美原の里 70			
〃 郷 40			
〃 本部海陽園 40			
〃 かふう 20			
〃 睦 40			

(2) 障害者(児)在宅福祉の充実

① 身体障害者相談員設置事業

身体障害者の更正援護の相談に応じ、必要な指導を行うとともに、福祉事務所など関係機関の業務に対する協力、身体障害者に対する援護思想の普及等身体障害者の福祉増進に資するため、各福祉地区に身体障害者相談員を設置している。

平成24年度から身体障害者相談員による相談援助は、市町村へ移譲されている。

表7-27 身体障害者相談員設置状況 (単位：人)

	H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23
北部福祉事務所	18	18	18	11	9	9	8	7
中部福祉事務所	27	27	26	23	16	16	16	16
南部福祉事務所	41	41	40	35	29	29	29	26
宮古福祉事務所	9	9	9	5	4	4	3	4
八重山福祉事務所	6	6	5	5	3	3	3	3
計	101	101	98	79	61	61	59	56

② 知的障害者相談員設置事業

知的障害者の更生援護の相談に応じ、必要な指導を行うとともに、福祉事務所など関係機関の業務に対する協力、知的障害者に対する援護思想の普及等、知的障害者の福祉増進に資するため、各福祉地区に知的障害者相談員を設置している。

平成24年度から知的障害者相談員による相談援助は、市町村へ移譲されている。

表7-28 知的障害者相談員設置状況 (単位：人)

	H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23
北部福祉事務所	6	6	6	6	3	3	3	3
中部福祉事務所	10	10	10	8	5	5	5	6
南部福祉事務所	13	13	13	10	9	9	9	9
宮古福祉事務所	4	4	4	4	4	4	4	4
八重山福祉事務所	4	4	4	4	3	3	3	3
計	37	37	37	32	24	24	24	25

③ 障害福祉サービス

障害者に関する施策は、平成15年4月にノーマライゼーションの理念に基づき導入された支援費制度の施行により従来の措置制度から大きく転換したが、支援費制度では児童福祉法、身体障害者福祉法及び知的障害者福祉法それぞれの法律に基づき支援費が支給され、サービスも障害種別毎にばらつきがあった。また、精神障害者は、支援費制度の対象外となっていた。

こうした制度上の問題の解決と障害者が地域で安心して暮らせるノーマライゼーション社会の実現を目指し、平成18年4月に障害者自立支援法が施行され、障害の種類毎の不均衡が解消され、精神障害者も含めて共通したサービスを受けられるようになった。従来までの「居宅サービス」、「施設サービス」といった区分をあらため、昼のサービス（日中活動事業）と夜のサービス（居住支援事業）に分け、サービスの組み合わせを選択できるように、サービスメニューの体系が再編された。

その後、整備法（※1）により、障害者自立支援法や児童福祉法等の一部が改正され、平成23年10月からグループホーム及びケアホームの家賃助成、重度視覚障害者の同行援護等、平成24年4月から相談支援の充実、障害児支援の強化等が実施された。

また、平成25年4月1日から、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（障害者総合支援法）が施行され、障害者の定義に新たに難病患者等が追加され、新たに障害福祉サービス等の対象となりました。（表7-29）

※1 障がい者制度改革推進本部等における検討を踏まえて障害保健福祉施策を見直すまでの間において障害者等の地域生活を支援するための関係法律の整備に関する法律

令和4年度障害福祉サービス費等給付費県負担金（障害児通所給付費を含む）14,991,593千円

④ 特別障害者手当等給付事業

精神又は身体に重度の障害を有する児童に障害児福祉手当を支給するとともに、精神又は身体に著しく重度の障害を有する者に特別障害者手当を支給することにより、福祉の増進を図る。

手当は、実施機関が認定請求書を受けた日の属する月の翌月分から支給され、2月、5月、8月、11月に支払月の前月分までを支給する。（表7-30）

⑤ 重度心身障害者医療費助成事業

重度心身障害者の福祉の増進を図るため、重度心身障害者の医療費助成事業を行う市町村に対し、補助金を交付する。（表7-31、表7-32）

◎対象：身体障害者手帳1、2級所持者

療育手帳A1、A2所持者

◎実施主体：市町村

表7-29 障害福祉サービスの内容と利用者数(令和5年3月時点)

サービス名	内容	利用者数(単位:人)					合計
		圏域別					
		北部	中部	南部	宮古	八重山	
居宅介護	入浴、排せつ又は食事の介護など、居宅での生活全般にわたる援助サービス	139	1,163	1,471	176	85	3,034
重度訪問介護	重度の肢体不自由者を対象とした、居宅における介護から外出時の移動支援までを行う総合的なサービス	13	69	70	6	6	164
行動援護	知的・精神障害により行動上著しく困難のある障害者・障害児を対象とした、行動の際に生じうる危険回避のための援護や、外出時の移動支援	0	86	75	0	4	165
重度障害者等包括支援	常時介護を必要とする重度障害者・障害児を対象とした、居宅介護をはじめとする福祉サービスの包括的支援	0	0	0	0	0	0
同行援護	視覚障害により移動に著しく困難のある障害者・障害児を対象とした、移動に必要な情報を提供するなどの支援や、外出時の移動支援	18	136	301	24	5	484
施設入所支援	施設入所者を対象とした、主として夜間に行われる、入浴、排せつ、食事の介護等	250	677	1,074	122	103	2,226
共同生活援助(グループホーム)	主として夜間に行われる、共同生活を営む住居における相談その他の日常生活上の援助	253	873	1,243	84	87	2,540
自立生活援助	定期的な居宅訪問や臨時の対応等、一人暮らしに必要な理解力・生活力等を補うための支援	0	1	3	0	0	4
療養介護	主として日中に病院などの施設で行われている機能訓練、療養上の管理、介護、医学的管理下での介護や日常生活上の援助	36	138	228	11	8	421
生活介護	常時介護を必要とする障害者を対象とした、主として日中に障害者支援施設などで行われている、入浴、排せつ、食事の介護や創作的な活動又は生産活動の機会の提供等	403	1,527	1,953	187	145	4,215
短期入所	介護者が病気の場合などにおける、障害者支援施設などへの短期入所による入浴、排せつ、食事の介護等	42	370	367	6	18	803
自立訓練(機能)	自立した日常生活や社会生活を営むことを目的とした、身体機能や生活能力の向上のための有期の訓練	0	5	14	0	0	19
自立訓練(生活)	自立した日常生活や社会生活を営むことを目的とした、身体機能や生活能力の向上のための有期の訓練	8	149	200	0	8	365
自立訓練(宿泊訓練)	自立した日常生活や社会生活を営むことを目的とした、身体機能や生活能力の向上のための有期の訓練	2	45	36	0	1	84
就労移行支援	職場実習など、就労に必要な知識・能力の向上のための有期の訓練等	11	111	234	1	12	369
就労継続支援(A型)	通常の事業所に雇用されることが困難な障害者を対象とした、就労に必要な知識・能力の向上のための訓練等	104	838	893	100	87	2,022
就労継続支援(B型)	通常の事業所に雇用されることが困難な障害者を対象とした、就労に必要な知識・能力の向上のための訓練等	700	2,515	3,582	294	220	7,311
就労定着支援	一般就労に移行した人を対象とした、就労に伴う生活面の課題に対応するための支援	2	61	103	0	1	167
計画相談支援	支給決定時のサービス等利用計画・障害児支援利用計画の作成及び支給決定後の見直し	285	1,726	2,274	156	154	4,595
地域移行支援	障害者支援施設等に入所中の障害者または精神科病院に入院中の精神障害者の住居の確保、地域における生活に移行するための活動に関する相談等	1	4	9	1	0	15
地域定着支援	居宅において単身等で生活する障害者について、常時の連絡体制の確保、障害特性に起因して生じた緊急の事態の相談等	0	0	0	0	0	0
児童発達支援	日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練等	82	904	1,289	87	41	2,403
医療型児童発達支援	日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練・治療等	0	34	24	0	0	58
放課後等デイサービス	生活能力向上のために必要な訓練、社会との交流促進等	411	2,563	3,271	101	134	6,480
保育所等訪問支援	障害児以外の児童との集団生活への適応のための専門的な支援等	21	336	204	6	0	567
居宅訪問型発達支援	重度の障害等により外出が著しく困難な障害児の居宅を訪問して行う発達支援	0	4	4	0	0	8
障害児相談支援	支給決定時の障害児支援利用計画の作成及び支給決定後の見直し	116	982	1,124	70	27	2,319
合計		2,897	15,317	20,046	1,432	1,146	40,838

表7-30 特別障害者手当受給者数推移

実施 機関名	年度等 手当名	令和2年度		令和3年度		令和4年度	
		受給者数 (人)	支給額 単位(円)	受給者数 (人)	支給額 単位(円)	受給者数 (人)	支給額 単位(円)
北部福祉 事務所	特別障害者手当	375	10,246,050	360	9,873,350	368	10,049,600
	障害児福祉手当	197	2,928,300	220	3,273,600	208	3,089,880
	福祉手当(経過措置)	0	0	0	0	0	0
中部福祉 事務所	特別障害者手当	2,574	70,335,600	2,767	75,677,450	2,831	773,909,550
	障害児福祉手当	2,829	42,052,680	2,714	40,384,320	2,667	39,618,840
	福祉手当(経過措置)	35	520,080	30	446,400	36	534,780
南部福祉 事務所	特別障害者手当	1,786	48,802,700	1,774	48,573,600	1,913	52,241,450
	障害児福祉手当	1,436	21,345,360	1,470	21,873,600	1,498	22,252,650
	福祉手当(経過措置)	24	356,760	24	357,120	24	356,520
宮古福祉 事務所	特別障害者手当	0	0	0	0	0	0
	障害児福祉手当	5	74,400	12	178,560	12	17,260
	福祉手当(経過措置)	0	0	0	0	0	0
八重山福 祉 事務所	特別障害者手当	23	628,450	27	738,450	24	655,400
	障害児福祉手当	0	0	0	0	0	0
	福祉手当(経過措置)	0	0	0	0	0	0
小計	特別障害者手当	4,758	130,012,800	4,928	134,862,850	5,136	836,856,000
	障害児福祉手当	4,467	66,400,740	4,416	65,710,080	4,385	64,978,630
	福祉手当(経過措置)	59	876,840	54	803,520	60	891,300
名護市	特別障害者手当	1,132	30,931,700	1,121	30,659,350	1,150	31,404,350
	障害児福祉手当	527	7,834,020	545	8,109,600	521	7,739,430
	福祉手当(経過措置)	0	0	0	0	0	0
うるま市	特別障害者手当	1,988	54,321,550	2,001	54,727,350	2,117	57,838,500
	障害児福祉手当	1,899	28,243,200	1,782	26,516,160	1,640	24,451,740
	福祉手当(経過措置)	24	356,760	24	357,120	24	356,520
沖繩市	特別障害者手当	3,031	82,820,750	2,974	81,338,900	2,972	82,008,450
	障害児福祉手当	2,587	38,454,040	2,657	39,536,160	2,709	40,390,230
	福祉手当(経過措置)	48	713,520	49	729,120	36	534,780
宜野湾市	特別障害者手当	1,690	46,165,950	1,716	46,932,600	1,638	44,730,900
	障害児福祉手当	1,389	20,647,800	1,369	20,370,720	1,328	19,727,250
	福祉手当(経過措置)	0	0	0	0	0	0
浦添市	特別障害者手当	2,030	55,660,950	2,074	56,723,900	2,040	55,709,050
	障害児福祉手当	1,664	24,735,570	1,538	22,867,900	1,419	21,153,780
	福祉手当(経過措置)	0	0	0	0	0	0
那覇市	特別障害者手当	4,673	127,691,350	4,606	125,974,100	4,654	127,092,450
	障害児福祉手当	2,157	32,065,920	2,089	31,084,320	2,100	31,195,050
	福祉手当(経過措置)	84	1,248,660	81	1,205,280	72	1,069,560
糸満市	特別障害者手当	708	19,346,250	743	20,321,050	762	20,809,000
	障害児福祉手当	672	9,989,280	641	9,538,080	664	9,863,670
	福祉手当(経過措置)	0	0	0	0	0	0
宮古島市	特別障害者手当	1,161	31,807,050	1,350	36,922,500	1,303	35,583,100
	障害児福祉手当	310	4,608,120	334	4,969,920	379	5,630,010
	福祉手当(経過措置)	0	0	0	0	0	0
石垣市	特別障害者手当	1,018	27,815,900	1,043	28,526,050	1,164	31,786,000
	障害児福祉手当	472	7,016,520	461	6,859,680	442	6,566,010
	福祉手当(経過措置)	0	0	0	0	0	0
豊見城市	特別障害者手当	1,075	29,373,650	1,125	30,768,750	1,238	33,807,850
	障害児福祉手当	968	14,389,080	906	13,481,280	796	11,824,530
	福祉手当(経過措置)	0	0	0	0	0	0
南城市	特別障害者手当	402	10,984,800	400	10,940,000	41	11,250,950
	障害児福祉手当	378	5,618,790	369	5,490,720	375	5,570,610
	福祉手当(経過措置)	0	0	0	0	0	0
小計	特別障害者手当	18,908	516,919,900	19,153	523,834,550	19,079	532,020,600
	障害児福祉手当	13,023	193,602,340	12,691	188,824,540	12,373	184,112,310
	福祉手当(経過措置)	156	2,318,940	154	2,291,520	132	1,960,860
合計	特別障害者手当	23,666	646,932,700	24,081	658,697,400	24,215	1,368,876,600
	障害児福祉手当	17,490	260,003,080	17,107	254,534,620	16,758	249,090,940
	福祉手当(経過措置)	215	3,195,780	208	3,095,040	192	2,852,160

※ 受給者数は延べ人数

※ 支給額は実際に支給した額であり、確定額とは異なる。

表7-31 令和4年度 沖縄県重度心身障害者医療費助成事業補助金 実績報告 一覧表

	市町村名	受給資格者数A (人)	支給実人員数 (人)	一部負担金(医療費 の額) B (円)	訪問看護療養費基 本利用料 C (円)	その他返納金 D (円)	県補助基本額(B+ C-D) E (円)	確定額 J (円)
1	那覇市	5,855	5,526	535,588,321	22,443,610	120,000	557,911,931	271,144,000
2	宜野湾市	1,679	1,567	133,383,535	949,741	0	134,333,276	67,166,000
3	石垣市	910	883	72,515,897	1,221,593	13,910	73,723,580	36,861,000
4	浦添市	2,034	1,875	157,235,670	5,832,120	640	163,067,150	81,533,000
5	名護市	1,263	1,213	85,091,037	1,861,030	12,720	86,939,347	43,469,000
6	糸満市	1,255	1,083	94,957,333	2,577,095	6,509,016	91,025,412	45,512,000
7	沖縄市	2,586	2,325	186,076,146	2,729,027	50,700	188,754,473	94,377,000
8	豊見城市	1,081	1,034	91,222,722	1,994,362	0	93,217,084	46,608,000
9	うるま市	2,513	2,359	180,651,042	1,608,850	8,550	182,251,342	91,125,000
10	宮古島市	1,217	1,127	85,358,700	1,434,516	0	86,793,216	43,396,000
11	南城市	926	899	69,456,111	1,320,340	0	70,776,451	34,960,000
12	国頭村	123	119	9,357,603	0	674,720	8,682,883	4,251,000
13	大宜味村	87	79	6,219,624	162,628	0	6,382,252	3,191,000
14	東村	48	44	2,757,886	0	0	2,757,886	1,378,000
15	今帰仁村	262	246	19,255,481	14,000	1,551,031	17,718,450	8,859,000
16	本部町	347	338	27,742,092	384,192	138,045	27,988,239	13,994,000
17	恩納村	212	203	18,193,273	360,071	1,023,151	17,530,193	8,765,000
18	宜野座村	105	105	9,133,446	151,440	2,284,550	7,000,336	3,500,000
19	金武町	260	225	19,932,763	1,545,916	1,011,308	20,467,371	9,750,000
20	伊江村	144	140	12,584,207	61,940	0	12,646,147	6,300,000
21	読谷村	1,051	773	60,421,018	2,105,528	0	62,526,546	31,263,000
22	嘉手納町	275	268	22,410,984	640,512	1,860	23,049,636	11,524,000
23	北谷町	479	446	36,643,704	607,138	77,390	37,173,452	18,586,000
24	北中城村	295	265	18,863,866	736,873	0	19,600,739	9,800,000
25	中城村	406	351	28,206,793	751,781	1,160,415	27,798,159	13,861,000
26	西原町	646	623	51,050,580	0	0	51,050,580	25,525,000
27	与那原町	355	282	25,696,184	2,044,246	717,203	27,023,227	13,511,000
28	南風原町	712	688	55,811,349	0	4,020	55,807,329	27,903,000
29	渡嘉敷村	16	13	680,070	0	0	680,070	340,000
30	座間味村	15	8	492,950	0	0	492,950	245,000
31	粟国村	31	27	1,391,130	0	0	1,391,130	695,000
32	渡名喜村	8	7	553,976	0	0	553,976	220,000
33	南大東村	11	5	209,415	0	0	209,415	104,000
34	北大東村	2	2	569,540	0	0	569,540	220,000
35	伊平屋村	34	22	1,673,510	0	0	1,673,510	836,000
36	伊是名村	22	18	1,042,440	0	0	1,042,440	521,000
37	久米島町	215	180	14,433,043	49,936	1,379,139	13,103,840	6,551,000
38	八重瀬町	686	587	42,447,337	430,777	0	42,878,114	21,439,000
39	多良間村	17	11	476,071	0	0	476,071	238,000
40	竹富町	56	48	2,773,654	0	0	2,773,654	1,386,000
41	与那国町	27	18	1,183,345	0	0	1,183,345	591,000
	合計	28,266	26,032	2,183,743,848	54,019,262	16,738,368	2,221,024,742	1,101,498,000

表7-32 重度心身障害者医療費助成事業実施状況

(単位:人、円)

		令和元年度		令和2年度		令和3年度		令和4年度	
圏域	市町村名	支給 実人員数	補助金 確定額	支給 実人員数	補助金 確定額	支給 実人員数	補助金 確定額	支給 実人員数	補助金 確定額
北部	名護市	1,181	53,967,000	1,212	48,993,000	1,228	49,157,000	1,213	43,469,000
	国頭村	117	4,888,000	117	4,691,000	110	4,214,000	119	4,251,000
	大宜味村	77	2,830,000	78	3,058,000	79	3,000,000	79	3,191,000
	東村	50	1,907,000	53	1,790,000	47	1,840,000	44	1,378,000
	今帰仁村	249	10,527,000	238	9,475,000	242	9,472,000	246	8,859,000
	本部町	327	15,306,000	312	13,684,000	331	14,272,000	338	13,994,000
	伊江村	110	7,345,000	131	6,245,000	124	6,300,000	140	6,300,000
	伊平屋村	31	1,576,000	7	1,421,000	27	1,010,000	22	836,000
	伊是名村	25	911,000	24	870,000	20	621,000	18	521,000
小計		2,167	99,257,000	2,172	90,227,000	2,208	89,886,000	2,219	82,799,000
中部	うるま市	2,381	102,947,000	2,384	95,042,000	2,370	91,393,000	2,359	91,125,000
	沖縄市	2,296	96,596,000	2,314	92,408,000	2,353	92,300,000	2,325	94,377,000
	宜野湾市	1,550	71,927,000	1,535	68,642,000	1,556	67,035,000	1,567	67,166,000
	恩納村	188	8,686,000	209	8,989,000	214	9,738,000	203	8,765,000
	宜野座村	100	5,117,000	97	4,116,000	101	4,094,000	105	3,500,000
	金武町	205	11,257,000	210	10,646,000	230	10,287,000	225	9,750,000
	読谷村	726	30,555,000	753	32,090,000	765	33,066,000	773	31,263,000
	嘉手納町	236	11,670,000	273	12,508,000	276	11,398,000	268	11,524,000
	北谷町	361	20,467,000	397	17,969,000	444	18,696,000	446	18,586,000
	北中城村	275	11,185,000	278	10,437,000	283	10,304,000	265	9,800,000
中城村	370	16,045,000	358	16,529,000	352	14,808,000	351	13,861,000	
小計		8,688	386,452,000	8,808	369,376,000	8,944	363,119,000	8,887	359,717,000
南部	浦添市	1,768	85,900,000	1,807	82,736,000	1,855	84,298,000	1,875	81,533,000
	那覇市	5,846	342,186,000	5,710	305,285,000	5,766	275,975,000	5,526	271,144,000
	糸満市	1,057	49,205,000	1,049	44,406,000	1,056	46,014,000	1,083	45,512,000
	豊見城市	1,041	53,019,000	1,033	49,823,000	1,064	46,677,000	1,034	46,608,000
	南城市	829	38,140,000	853	36,584,000	850	34,254,000	899	34,960,000
	西原町	601	26,794,000	597	26,297,000	606	26,539,000	623	25,525,000
	八重瀬町	545	20,686,000	575	21,427,000	602	21,936,000	587	21,439,000
	与那原町	243	14,240,000	361	12,349,000	292	14,235,000	282	13,511,000
	南風原町	627	27,057,000	647	27,416,000	682	27,883,000	688	27,903,000
	久米島町	174	6,783,000	180	6,018,000	179	6,319,000	180	6,551,000
	渡嘉敷村	11	356,000	12	387,000	12	298,000	13	340,000
	座間味村	10	384,000	9	278,000	7	138,000	8	245,000
	栗国村	31	647,000	33	821,000	33	714,000	27	695,000
	渡名喜村	5	178,000	5	340,000	4	175,000	7	220,000
南大東村	6	169,000	7	136,000	9	148,000	5	104,000	
北大東村	2	18,000	1	5,000	1	111,000	2	220,000	
小計		12,796	665,762,000	12,879	614,308,000	13,018	585,714,000	12,839	576,510,000
宮古	宮古島市	1,104	44,811,000	1,147	42,636,000	1,124	44,225,000	1,127	43,396,000
	多良間村	12	325,000	16	320,000	13	189,000	11	238,000
小計		1,116	45,136,000	1,163	42,956,000	1,137	44,414,000	1,138	43,634,000
八重山	石垣市	838	32,730,000	897	34,944,000	898	37,215,000	883	36,861,000
	竹富町	63	1,800,000	53	2,347,000	61	1,964,000	48	1,386,000
	与那国町	21	737,000	22	632,000	20	563,000	18	591,000
小計		922	35,267,000	972	37,923,000	979	39,742,000	949	38,838,000
合計		25,689	1,231,874,000	25,994	1,154,790,000	26,286	1,122,875,000	26,032	1,101,498,000

⑥ 補装具費の支給（身体障害児・者の補装具）

身体障害児・者の失われた部位、欠陥のある部分を補って必要な身体機能を獲得し、あるいは補うために用いられた用具の交付及び修理を行う。（表7-33）

なお、平成30年4月から、以下の費目については借受けが可能となった。

義肢、装具、座位保持装置の完成用部品、重度障害者用意思伝達装置の本体、歩行器、座位保持椅子

※ 補装具費の利用者自己負担について

原則として1割を負担。所得に応じて自己負担上限がある。

- ・生活保護、低所得世帯 0円
- ・一般世帯 37,200円
- ・一定所得以上は支給対象外。

<補装具の定義>

次の3つの要件をすべて満たすもの。

- ① 身体の欠損又は損なわれた身体機能を補完、代替するもので、障害個別に対応して設計・加工されたもの
- ② 身体に装着（装用）して日常生活又は就学・就労に用いるもので、同一製品を継続して使用するもの
- ③ 給付に際して専門的な知見（医師の意見書又は判定書）を要するもの

⑦ 自立支援医療（更生医療）

更生医療とは、身体障害者の更生に必要な医療であって、その障害を除去・軽減する手術等の治療によって確実に効果が期待できるものに対して提供される医療である。

<対象者>

身体障害者手帳の交付を受けた18歳以上の者。一定以上の所得がある者は対象とならないが、費用が高額な治療を長期にわたり継続しなければならない者については対象となる。

医療保険上の世帯における所得に応じて、自己負担上限額を定めている。

<更生医療の対象となる医療（例）>

視覚障害	: 白内障・・・水晶体摘出手術、網膜剥離・・・網膜剥離手術 瞳孔閉鎖・・・虹彩切除術、角膜混濁・・・角膜移植術
------	--

聴覚障害	: 鼓膜穿孔・・・穿孔閉鎖術、外耳性難聴・・・形成術
------	----------------------------

言語障害	: 外傷性又は手術後に生じる発音構語障害・・・形成術 唇顎口蓋裂に起因した音声・言語機能障害を伴うものであって 鼻咽喉閉鎖機能不全に対する手術以外に歯科矯正が必要な者 → 歯科矯正
------	---

肢体不自由	: 関節拘縮、関節硬直・・・形成術、人工関節置換術
-------	---------------------------

心臓機能障害	: 先天性疾患・・・弁口、心室心房中隔に対する手術
--------	---------------------------

後天性心疾患・・・ペースメーカー埋込み手術

腎臓機能障害：腎臓機能障害・・・人工透析法、腎臓移植術（抗免疫療法を含む）

肝臓機能障害：肝臓移植術（抗免疫療法を含む）

小腸機能障害：中心静脈栄養法

免疫機能障害：H I Vによる免疫機能障害・・・抗H I V療法、免疫調節療法

表7-33 身体障害児・者補装具費支給状況（交付・修理状況）

（単位：件、千円）

		令和3年度						令和4年度					
		北部 圏域	中部 圏域	南部 圏域	宮古 圏域	八重山圏域	合計	北部 圏域	中部 圏域	南部 圏域	宮古 圏域	八重山圏域	合計
義肢	件数	15	63	50	7	9	144	8	84	34	4	5	135
	公費負担額 (千円)	4,490	17,615	17,523	2,751	3,196	45,575	2,521	32,062	10,338	1,631	1,308	47,860
	自己負担額 (千円)	202	475	412	126	125	1,340	147	824	246	74	40	1,331
装具	件数	49	352	221	21	33	676	39	342	201	18	33	633
	公費負担額 (千円)	3,722	17,733	17,665	1,186	1,788	42,094	2,433	18,907	15,323	1,165	2,488	40,316
	自己負担額 (千円)	112	825	687	14	83	1,721	123	697	575	49	100	1,544
座位保持 装置	件数	17	105	99	12	5	238	28	96	87	13	6	230
	公費負担額 (千円)	3,901	24,200	18,374	4,219	1,248	51,942	6,292	25,959	18,928	4,658	1,921	57,758
	自己負担額 (千円)	58	562	467	120	12	1,219	44	694	298	131	112	1,279
盲人安全 つえ	件数	6	24	22	1	1	54	2	21	14	1	4	42
	公費負担額 (千円)	30	127	122	5	6	290	13	116	70	5	18	222
	自己負担額 (千円)	3	8	16	1	0	28	10	15	13	0	9	47
義眼	件数	0	4	2	0	0	6	0	0	0	0	0	0
	公費負担額 (千円)	0	420	315	0	0	735	0	0	0	0	0	0
	自己負担額 (千円)	0	17	35	0	0	52	0	0	0	0	0	0
眼鏡	件数	5	29	14	2	1	51	0	17	18	2	2	39
	公費負担額 (千円)	127	619	353	49	19	1,167	0	407	439	56	64	966
	自己負担額 (千円)	4	101	4	5	0	114	0	34	24	3	4	65
補聴器	件数	58	452	310	83	49	952	67	430	319	82	46	944
	公費負担額 (千円)	2,590	21,476	14,611	3,498	2,495	44,670	3,614	20,443	14,592	3,689	2,284	44,622
	自己負担額 (千円)	84	848	554	117	74	1,677	271	806	685	124	75	1,961
人工内耳	件数	0	2	5	1	0	8	0	6	3	1	0	10
	公費負担額 (千円)	0	53	133	32	0	218	0	124	80	32	0	236
	自己負担額 (千円)	0	6	11	0	0	17	0	14	9	0	0	23
車いす	件数	44	253	176	24	29	526	56	240	177	23	34	530
	公費負担額 (千円)	5,814	35,142	25,047	3,203	2,414	71,620	9,454	29,142	26,355	1,646	4,403	71,000
	自己負担額 (千円)	86	1,186	1,107	118	39	2,536	290	659	1,165	45	42	2,201
電動車いす	件数	19	113	54	9	9	204	13	117	69	9	14	222
	公費負担額 (千円)	2,559	23,844	8,079	257	692	35,431	4,336	21,322	12,949	1,395	1,871	41,873
	自己負担額 (千円)	37	286	165	0	6	494	0	160	259	0	1	420
座位保持 いす	件数	0	11	10	0	0	21	5	8	11	0	0	24
	公費負担額 (千円)	0	958	842	0	0	1,800	960	1,310	897	0	0	3,167
	自己負担額 (千円)	0	54	23	0	0	77	0	26	11	0	0	37
起立保持具	件数	0	1	1	0	0	2	0	0	0	0	0	0
	公費負担額 (千円)	0	273	270	0	0	543	0	0	0	0	0	0
	自己負担額 (千円)	0	30	30	0	0	60	0	0	0	0	0	0
歩行器	件数	8	19	12	4	2	45	7	21	8	6	1	43
	公費負担額 (千円)	566	2,134	872	216	49	3,837	571	1,850	640	274	40	3,375
	自己負担額 (千円)	0	71	40	10	0	121	15	99	45	0	0	159
頭部保持具	件数	0	1	1	0	0	2	0	2	0	0	0	2
	公費負担額 (千円)	0	7	7	0	0	14	0	15	0	0	0	15
	自己負担額 (千円)	0	1	1	0	0	2	0	0	0	0	0	0
排便補助具	件数	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	公費負担額 (千円)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	自己負担額 (千円)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
歩行補助 つえ	件数	1	26	14	3	2	46	6	34	4	3	0	47
	公費負担額 (千円)	18	251	150	24	18	461	61	250	47	27	0	385
	自己負担額 (千円)	0	12	5	0	9	26	2	10	2	1	0	15
重度障害者用患 志伝達装置	件数	1	7	3	0	1	12	0	3	2	0	0	5
	公費負担額 (千円)	660	1,506	23	0	625	2,814	0	1,346	785	0	0	2,131
	自己負担額 (千円)	0	56	1	0	37	94	0	37	15	0	0	52
合計	件数	223	1,462	994	167	141	2,987	231	1,421	947	162	145	2,906
	公費負担額 (千円)	24,477	146,358	104,386	15,440	12,550	303,211	30,255	153,253	101,443	14,578	14,397	313,926
	自己負担額 (千円)	586	4,538	3,558	511	385	9,578	902	4,075	3,347	427	383	9,134

※ 那覇市の中核市移行に伴い、実績に那覇市分は含まれていない。

※ 各種別毎に千円未満を四捨五入としたため、円単位の合計欄と差分が生じている。

※ 福祉行政報告例「第18身体障害者・児の補装具費の支給（購入・修理）の積み上げ」より算出

表 7-34 更生医療給付状況

	視覚障害	聴覚・平行機能障害	言語・音声・そしゃく機能障害	肢不自由	心臓	腎臓	小腸機能障害	肝臓	免疫機能障害	疫	合計
H29	0件 10千円	4件 -109千円	0件 0千円	106件 5,718千円	5,175件 775,369千円	7,882件 3,088,315千円	4件 1,054千円	108件 14,587千円	631件 190,230千円		13,910件 4,075,174千円
H30	1件 105千円	0件 0千円	0件 0千円	68件 8,434千円	1,796件 433,448千円	8,326件 3,036,828千円	4件 867千円	116件 17,680千円	719件 218,197千円		11,030件 3,715,559千円
R1	1件 83千円	0件 0千円	0件 0千円	38件 7,184千円	882件 303,110千円	8,395件 2,951,038千円	6件 1,391千円	104件 16,674千円	793件 219,980千円		10,219件 3,499,460千円
R2	1件 1,070千円	7件 336千円	0件 0千円	35件 6,299千円	902件 367,433千円	8,137件 2,928,298千円	6件 1,072千円	124件 17,299千円	756件 242,697千円		9,968件 3,564,494千円
R3	0件 8千円	12件 141千円	1件 7千円	42件 1,358千円	731件 346,414千円	8,885件 3,083,050千円	5件 1,330千円	143件 19,443千円	894件 240,145千円		10,713件 3,691,896千円
R4	0件 0千円	11件 3,776千円	1件 55千円	23件 892千円	836件 344,423千円	9,603件 3,121,971千円	5件 1,079千円	181件 15,950千円	987件 258,905千円		11,648件 3,747,082千円

※平成30年度の合計は、各障害の入院・入院外の給付決定数と公費負担額に加え、訪問看護分の15千円を含んだ数字となっている。
 ※令和元年度の合計は、各障害の入院・入院外の給付決定数と公費負担額に加え、訪問看護分の31千円を含んだ数字となっている。
 ※令和4年度の合計は、各障害の入院・入院外の給付決定数と公費負担額に加え、訪問看護分の32千円を含んだ数字となっている。
 ※那覇市を含む。

⑧ 地域生活支援事業（専門・広域的事業）

障害者・児がその有する能力及び適正に応じた形で、自立した日常生活や社会生活を営むことができるよう、専門的・広域的な相談支援体制の整備を推進することにより、地域での療育から生活・就労支援までを支えることができる地域社会の実現に寄与することを目的とする。

ア 障害児等療育支援事業

在宅の重症心身障害児（者）、知的障害児（者）、身体障害児及び発達障害児の地域における生活を支えるため、身近な地域で療育指導等が受けられる療育機能の充実を図り、もって、在宅の障害児等の福祉の向上を図ることを目的とする。

◎委託先：北部圏域 社会福祉法人五和会「名護療育医療センター」

中部圏域 社会福祉法人沖縄肢体不自由児協会「沖縄中部療育医療センター」

社会福祉法人ハイジ福祉会「グリーンホーム」

南部圏域 社会福祉法人沖縄肢体不自由児協会「沖縄南部療育医療センター」

社会福祉法人若竹福祉会「Enjoy」

特定非営利活動法人わくわくの会「さぼーとせんたーi」

宮古圏域 社会福祉法人ムサアザ福祉会「ふれあいの里」

株式会社ビザライ「チャイルドサポートみやこ」

一般社団法人ウェルクリエイト「支援センターfit」

八重山圏域 合同会社ファーストハンドコミュニケーション「学校・園支援センターウィズアシスト」

◎内容：在宅障害児（者）の地域でのライフステージに応じた生活を支援するため、障害児（者）施設の有する機能を活用し、訪問や通所の方法で身近な地域

で療育指導や療育に係る相談支援を行い、また、障害児が通う保育所や学校等に対する療育に関する技術の指導を行う。

表7-35 障害児等療育支援事業実施状況 (単位：件)

	29年度	30年度	31年度	R2年度	3年度	4年度
①在宅支援訪問療育等指導事業	1,359	1,329	1,261	1,007	789	868
②在宅支援外来療育等指導事業	3,455	3,821	3,613	2,48	2,050	2,344
③施設支援一般指導事業	313	343	386	4	362	389
④地域生活支援事業(相談件数)	-	-	-	375	-	-

※ 平成19年度から、従前の「障害児(者)地域療育等支援事業」のメニューのうち④地域生活支援事業(コーディネーターによる相談支援、ボランティア育成及び地域住民への啓発活動)を市町村障害者相談支援事業に位置づけ、①～③の療育3事業で構成する「障害児等療育支援事業」として再編した。

イ 発達障害者支援センター運営事業

自閉症等の特有な発達障害を有する障害児(者)に対する支援を総合的に行う地域の拠点として、平成19年2月に社会福祉法人緑和会に業務委託をして、沖縄県発達障害者支援センターを設置した。平成21年4月からは、社会福祉法人沖縄肢体不自由児協会に業務を委託して運営している。

同センターでは、各相談機関、学校、医療機関及び就労・雇用関係機関等と連携を取りながら、発達障害者に対する相談支援、発達支援及び就労支援を行うとともに、地域に対する普及啓発を行っている。

表7-36 発達障害者支援センター事業実施状況

(単位：人)

	H29	H30	R1	R2	R3	R4
相談・発達支援員	448	459	437	298	305	387
相談・就労支援人員	24	27	15	26	6	34

ウ 相談支援体制整備事業

在宅の障害者及び障害児が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、障害保健福祉圏域毎に相談支援業務に精通するアドバイザーを配置し、相談支援に関するネットワーク構築に向けた指導・調整、圏域の相談支援従事者の資質向上等広域的な支援を行うことにより、地域における相談支援体制の整備を推進することを目的とする。

◎委託先：北部圏域 特定非営利活動法人 名護市障がい者関係団体協議会

中部圏域 一般社団法人 人文福祉会

南部圏域 特定非営利活動法人 おきなわ障がい者相談支援ネットワーク

宮古圏域 特定非営利活動法人 マーズ

八重山圏域 他圏域(上記4法人)からアドバイザーを派遣

⑨ 心身障害児（者）歯科治療事業

心身障害児（者）は、その障害特性から口腔清掃が不十分になりがちであり、意思表示が困難なことから、虫歯の多発や歯痛で食欲不振、不眠、異常行動などの病的状態を呈し、日常生活に支障をきたすことが多いため、沖縄県歯科医師会と連携し、厚生労働省派遣医師の協力を得て、昭和54年から施設入所者及び在宅の重度障害児（者）を対象に全身麻酔下歯科治療を実施している。また、軽・中度の心身障害児（者）に対しては、沖縄県口腔保健医療センターで歯科治療を実施している。

表7-37 口腔保健医療センター診療実績状況及び全身麻酔下歯科治療事業実績状況

年度	口腔保健医療センター診療実績状況 (単位：日、人)			全身麻酔下歯科治療事業実績状況 (単位：か所、人)		
	診療 日数	医療従事者数 (延べ数)	診療人員数	施設数	治療人員	厚生労働省 派遣医師
H28	242	2,365	6,904	1	24(7)	4
H29	244	2,455	7,464	1	21(10)	4
H30	281	2,469	7,582	1	21(6)	3
R1	282	2,443	6,982	1	24(13)	3
R2	264	2,308	5,232	1	7(2)	2
R3	264	2,649	5,906	1	21(20)	3
R4	262	2,518	5,759	1	22(21)	3

()は在宅者数である。

⑩ 心身障害者扶養共済制度

心身障害者の保護者の相互扶助の精神に基づいて、保護者が生存中に一定額の掛金を納付することにより、保護者が万一死亡し、又は重度障害になったとき、障害者に終身一定額の年金を支給し、生活の安定の一助と福祉の増進に資するとともに、障害者の将来に対して保護者の抱く不安を軽減することを目的としている。

(本県では、昭和48年11月から実施)

<実施主体> 沖縄県

<加入要件> ・保護者が県内に住所を有すること。

・保護者が65歳未満であること。

・保護者が特別な疾病又は障害を有していない者であること。

・知的障害者、身体障害者手帳（1級から3級）所持者、精神障害者で、将来独立自活することが困難であると認められること。

表7-38 年金支給対象障害者の障害別の加入状況(令和5年3月末現在)

区分	知的障害	身体障害	精神	その他	計
加入者数	102人	46人	2人	0人	150人

<保険料（掛金）>

加入日 加入時年齢	平成20年3月31日以前 (月額)	平成20年4月1日以後 (月額)
35歳未満	5,600 円	9,300 円
35歳以上40歳未満	6,900 円	11,400 円
40歳以上45歳未満	8,700 円	14,300 円
45歳以上50歳未満	10,600 円	17,300 円
50歳以上55歳未満	11,600 円	18,800 円
55歳以上60歳未満	12,800 円	20,700 円
60歳以上65歳未満	14,500 円	23,300 円

※ 65歳以上の加入者で、この制度に20年(一部25年)以上継続加入している者は、掛金の納付を要しない(令和5年3月末時点該当者は121名)。

<掛金の減免>

加入者が掛金納付が困難な場合には、加入者からの申請に基づき次のとおり減免措置を講ずることとしている(ただし、追加加入分は除く)。

- ・生活保護受給者 100/100 減額
- ・市町村民税を課されていないとき 50/100 減額
- ・市町村民税の所得割を課されていないとき 30/100 減額
- ・災害その他の特別の事情がある場合、上記に準じて知事が適当と認める額

表7-39 掛金減免の状況(令和5年3月末現在)

区分	生活保護 受給者	市町村民税 非課税者	市町村民税所得割 非課税者	計
減免承認者数	0人	6人	3人	9人

<年金の給付>

- ・加入者が死亡、又は重度障害となったとき、心身障害者に対し支給する。
- ・年金の額は、月額2万円とする。口数追加加入者は、2万円を加算する。

表7-40 年金受給者数の推移(各年度3月末時点)

	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
受給者数	180人	180人	180人	183人	181人

※ 令和5年3月までの年金支給決定者数(累計) 234人

<弔慰金の給付>加入者の生存中にその扶養する心身障害者が死亡したときに支給する。

加入期間	加入日	
	平成20年3月31日以前	平成20年4月1日以降
1年以上5年未満	30,000円	50,000円
5年以上20年未満	75,000円	125,000円
20年以上	150,000円	250,000円

表7-41 弔慰金受給者数の推移

	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
受給者数	1人	1人	0人	3人	1人

※ 令和5年3月までの弔慰金支給者数（累計） 83人

⑪ 身体障害者更生相談所

身体障害者の相談に応じ医学的、心理的及び職能的判定を行うとともに、援護の実施機関である市町村の依頼により、補装具の処方ならびに適合判定を行うほか、必要に応じて巡回相談を実施している。

表7-42 身体障害者更生相談所一般相談及び巡回相談状況

		取扱人数（人）	相談件数（件）	判定件数（件）
一般 相 談	H29	18,814	16,223	11,383
	H30	12,952	12,735	7,163
	R1	12,427	12,350	7,656
	R2	11,780	11,702	6,904
	R3	12,100	11,971	6,827
	R4	11,792	11,777	6,928
巡 回 相 談	H29	53	69	51
	H30	66	115	69
	R1	17	24	20
	R2	3	3	3
	R3	5	5	5
	R4	33	34	15

※更生医療事務取扱要領の改正（H30年度施行）により、平成30年度の相談及び判定件数が減少した。

※新型コロナウイルス感染症の影響により、令和2年度から巡回相談件数が減少している。

表 7 - 43 身体障害者更生相談所における処理状況

(単位：人、件)

	取扱 実人員	相 談 内 容									判 定 内 容					判 定 書 等 交 付 件 数					
		更生 医療	補装具	身 体 障害者 手 帳	職業	施設	生活	その他	計	医学的 判 定	心理学的 判定	職能的 判 定	その他 の判定	計	更生 医療	補装具	身 体 障害者 手 帳	障害 程度 区分	その他	計	
H29	来所	18,814	4,096	1,460	10,672	0	0	0	0	16,228	6,279	0	0	5,104	11,383	3,844	1,362	5,042	0	0	10,248
	巡回	53	0	14	37	0	0	0	18	69	51	0	0	0	51	0	10	8	0	0	18
	計	18,867	4,096	1,474	10,709	0	0	0	18	16,297	6,330	0	0	5,104	11,434	3,844	1,372	5,050	0	0	10,266
H30	来所	12,952	2,119	1,513	9,103	0	0	0	0	12,735	3,581	0	0	4,032	7,613	2,049	1,403	3,980	0	0	7,432
	巡回	66	0	25	44	0	0	0	46	115	69	0	0	0	69	0	7	9	0	0	16
	計	13,018	2,119	1,538	9,147	0	0	0	46	12,850	3,650	0	0	4,032	7,682	2,049	1,410	3,989	0	0	7,448
R1	来所	12,427	2,007	1,432	8,911	0	0	0	0	12,350	3,494	0	0	4,162	7,656	2,019	1,309	3,955	0	0	7,283
	巡回	17	0	11	9	0	0	0	4	24	20	0	0	0	20	0	1	0	0	0	1
	計	12,444	2,007	1,443	8,920	0	0	0	4	12,374	3,514	0	0	4,162	7,676	2,019	1,310	3,955	0	0	7,284
R2	来所	11,780	1,970	1,298	8,434	0	0	0	0	11,702	3,312	0	0	3,592	6,904	1,940	1,228	3,370	0	0	6,538
	巡回	3	0	3	0	0	0	0	0	3	3	0	0	0	3	0	3	0	0	0	3
	計	11,783	1,970	1,301	8,434	0	0	0	0	11,705	3,315	0	0	3,592	6,907	1,940	1,231	3,370	0	0	6,541
R3	来所	12,100	1,840	1,302	8,829	0	0	0	0	11,971	3,073	0	0	3,754	6,827	1,751	1,236	3,546	0	0	6,533
	巡回	5	0	5	0	0	0	0	5	5	0	0	0	5	0	5	0	0	0	0	5
	計	12,105	1,840	1,307	8,829	0	0	0	0	11,976	3,078	0	0	3,754	6,832	1,751	1,241	3,546	0	0	6,538
R4	来所	11,792	1,999	1,315	8,463	0	0	0	0	11,777	3,244	0	0	3,684	6,928	1,956	1,166	3,649	0	0	6,771
	巡回	33	0	34	0	0	0	0	34	34	15	0	0	0	15	0	0	0	0	0	0
	計	11,825	1,999	1,349	8,463	0	0	0	0	11,811	3,259	0	0	3,684	6,943	1,956	1,166	3,649	0	0	6,771

⑫ 知的障害者（児）の相談・指導状況

令和4年度の知的障害者更生相談所における相談件数は1,609件、また、児童相談所における知的障害児の相談件数は1,277件、計2,886件である。（表7-44、表7-45）

表7-44 知的障害者更生相談所における相談判定状況（単位：人、件）

	相談 実人員	相談内容						判定内容					判定書 交付件数
		療育手帳	職業	生活	その他	計	医学的	心理	職能	その他	計		
H28	来所	767	518	160	0	188	866	101	482	0	66	649	830
	巡回	272	272	0	0	0	272	52	227	0	0	279	227
	計	1,039	790	160	0	188	1,138	153	709	0	66	928	1,057
H29	来所	811	541	119	0	151	811	85	432	0	123	640	702
	巡回	305	305	0	0	0	305	37	215	0	85	337	215
	計	1,116	846	119	0	151	1,116	122	647	0	208	977	917
H30	来所	914	659	117	0	138	914	83	468	0	159	710	723
	巡回	225	225	0	0	0	225	27	175	0	31	233	175
	計	1,139	884	117	0	138	1,139	110	643	0	190	943	898
R1	来所	839	568	138	0	133	839	76	531	0	80	687	802
	巡回	223	223	0	0	0	223	30	237	0	77	344	237
	計	1,062	791	138	0	133	1,062	106	768	0	157	1,031	1,039
R2	来所	871	593	109	0	169	871	72	398	0	132	602	676
	巡回	241	240	0	0	1	241	25	148	0	50	223	149
	計	1,112	833	109	0	170	1,112	97	546	0	182	825	825
R3	来所	1043	736	97	0	210	1043	79	490	0	194	763	797
	巡回	203	203	0	0	0	203	24	215	0	13	252	215
	計	1,246	939	97	0	210	1,246	103	705	0	207	1,015	1,012
R4	来所	1,345	847	123	0	375	1,345	87	567	0	278	932	1065
	巡回	264	264	0	0	0	264	44	233	0	42	319	233
	計	1,609	1,111	123	0	375	1,609	131	800	0	320	1,251	1,298

※福祉行政報告例第27表より

表7-45 児童相談所における知的障害児相談状況

	相談 実人員	相談内容					計
		療育手帳	特別児童 扶養手当 等	重度加算	障害児 巡回指導	その他	
H27	1038	1004	-	34	-	-	1038
H28	1720	1693	-	25	-	-	1720
H29	1070	1047	-	23	-	-	1070
H30	1181	1152	-	29	-	-	1181
R1	1226	1200	-	26	-	-	1226
R2	1272	1242	-	30	-	-	1272
R3	1299	1273	-	26	-	-	1299
R4	1277	1251	-	26	-	-	1277